

出雲区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、出雲区自主防災会と称する。

(この事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長の住所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、出雲地区の世帯をもって構成する。

(構 成)

第6条 本会は、自主防災組織の機構として、次の部署を設ける。

- (1) 情報収集班
- (2) 消火班
- (3) 救出班
- (4) 救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 6名

(4) 会計 1名

(5) 会計監査 1名

2 役員は会長に区長、副会長に副区長、会計に区会計、班長に評議員及び実行組合長、会計監査に区会計監査を充てる。

3 役員の任期は、定例総会から次期定例総会までとする。ただし、再任はさまたげない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

(3) 班長は各部署の活動を統括、実施する。

(4) 会計は本会の経費の出納及び収支を行う。

(5) 会計監査は会計を監査する。

(相談役)

第9条 本会に、相談役を置くことができる。相談役は、役員において推挙した者に委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会に、総会及び役員会をおく。

(総会)

第11条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 会長は議長となり、議事を進行する。

5 総会は、次のことを審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会で特に必要と認めたこと。

(役員会)

第12条 役員会は、前条第7条の役員をもって構成する。

2 役員は次のことを審議する。

- (1) 総会に審議すること。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第13条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
 - (2) 防災意識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要なこと。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回会計監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 会計監査は、会計監査の結果を総会で報告しなければならない。

(会則の変更)

第16条 本会の会則は、総会の決議を経て変更する。ただし、緊急を要する場合は、役員会の決議で変更し次期総会において承認を得ることとする。

附 則

この規約は平成19年 5月 6日から施行する。